

全技連マイスター会会長賞の授与及び
全技連マイスター会後援名義の使用許可に関する要綱

第 1 節 目的

(会長賞授与及び後援名義使用許可の目的)

第 1 全技連マイスター会会長賞(以下「会長賞」という)は、全技連マイスター会にかかわる活動において、優れた業績を収めた個人またはグループに対し授与することにより、その業績を讃えるとともに、ものづくりの意義を広く社会に伝えることを目的とする。

2 全技連マイスター会後援名義(以下「後援名義」という)は、ものづくりに関係する団体が行う事業に対し後援名義の使用を許可することにより、ものづくり関係団体との連携を深めるとともに、広く全技連マイスター会の存在を知らしめることを目的とする。

第 2 節 会長賞

(授与対象)

第 2 会長賞の授与区分及び授与対象は、下表のとおりとする。

授与区分	授与対象	備考
(1)品評会等で優れた成績を収めたもの	①全技連マイスター会ブロック会・都道府県支部(以下「マイスター会」という)が主催・共催する品評会・作品展・競技会等で優れた成績を収めた個人又はグループ ②単一職種団体及びその傘下団体(以下「単一団体」という)が主催・共催する品評会・作品展・競技会等で優れた成績を収めた個人またはグループ ③会員が所属する技能士会連合会及びその傘下団体(以下「技能士会」とい	①支部未設置県においては、当該県のマイスター会会員(以下「会員」という)が共同で品評会等行うときは都道府県支部とみなし、当該品評会等を会長表彰の対象とする。 ②単一職種団体とは、全技連マイスター会定款第 13 条第 3 項後段に規定する団体を言う。

	う)が主催・共催する品評会・作品展・競技会等で優れた成績を収めた個人又はグループ	
(2)催事事業の企画・運営に重要な役割を果たしたものの	①マイスター会が主催・共催する催事事業の企画・運営に重要な役割を果たした会員または関係者 ②単一団体が主催・共催する催事事業の企画・運営に重要な役割を果たした会員または単一団体関係者	
(3)組織の維持・運営に継続的に貢献したものの	①マイスター会の組織維持・運営に継続的に貢献した会員及び関係者 ②単一団体の組織維持・運営に継続的に貢献した会員または単一団体関係者	

(申請者)

第3 会長賞の申請は、下表の授与区分ごとに指定された申請者が行う。

授与区分	申請者
(1)品評会等で優れた成績を収めたもの	品評会等を主催・共催するマイスター会の代表者（支部未設置の県にあっては、当該品評会等の実施責任者）、単一団体の代表者、技能士会の代表者
(2)催事事業の企画・運営に重要な役割を果たしたものの	催事事業を主催・共催するマイスター会の代表者（支部未設置の県にあっては、当該事業の実施責任者）、単一団体の代表者
(3)組織の維持・運営に継続的に貢献したものの	組織維持・運営に継続的貢献をした会員・関係者を擁するマイスター会の代表者、単一団体の代表者

(申請方法)

第4 申請者は、授与区分ごとに、別表1に定める様式により、全技連マイスター会会長（以下「会長」という）に申請する。

2. 会長は、前項の申請内容を審査のうえ、会長賞を授与するものとする。

第3節 後援名義

(許可対象)

第5 後援名義は、次の各号に該当する団体が行う事業に対して、その使用を許可する。

- (1) マイスター会が主催または共催する事業費助成事業、その他の催事事業
- (2) 単一団体、技能士会が主催または共催する品評会等その他の催事事業
- (3) その他のものづくりに関係する団体が主催または共催する催事事業

(申請者)

第6 前条各号の事業を主催または共催する団体の代表者は、会長に対し後援名義の使用許可を申請することができる。

(申請方法)

第7 申請者は、別表2に定める様式により、会長に申請する。

2. 会長は、前項の申請内容を審査のうえ、後援名義の使用許可をする。

別表 1

年 月 日

全技連マイスター会

会長 大関 東支夫 殿

(団体名) _____

(代表者氏名) _____ (印)

(所在地) _____

(電話番号) _____

全技連マイスター会会長賞の授与について(申請)

「全技連マイスター会会長賞の授与及び全技連マイスター会後援名義の使用許可に関する要綱」第4に基づき、全技連マイスター会会長賞を授与されたく、下記のとおり、申請いたします。

記

1. 授与区分・対象事業等名称・授与予定者数 他

	授 与 区 分		
	① 品評会等で優れた成績を収めたもの	② 催事事業の企画・運営に重要な役割を果たしたもの	③ 組織の維持・運営に継続的に貢献したもの
ア. 品評会・催事事業の名称			
イ. 品評会・催事事業の実施年月日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
ウ. 授与予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
エ. 授与者予定数	名	名	名
オ. 授与予定者 氏名・(所属)	()	()	()

*注 1. 授与区分の該当番号を○で囲み、ア～オ欄に必要事項を記入してください。

2. 授与区分①・②において、会長賞授与予定者が未定の場合には、オ欄は記入しないでください。

3. オ欄の(所属)には、マイスター会名・技能士会名など、所属する団体名を書いてください。

4. オ欄の授与予定者が複数の場合には、別紙に氏名等を書いてください。

2. 会長賞文案 別紙のとおり(必ず、会長賞の文案を添付してください)

別表 2

年 月 日

全技連マイスター会

会長 大関 東支夫 殿

(団体名)

(代表者氏名)

印

(連絡先電話番号)

全技連マイスター会後援名義の使用許可について（申請）

「全技連マイスター会会長賞の授与及び全技連マイスター会後援名義の使用許可に関する要綱」第7に基づき、全技連マイスター会後援名義の使用を許可されたく、下記のとおり、申請いたします。

記

(1) 事業の名称	
(2) 許可対象.	① マイスター会が主催・共催する事業費助成事業 又はその他の催事事業
	② 単一団体・技能士会が主催・共催する品評会等 又はその他の催事事業
	③その他のものづくりに関係する団体が主催・共催する催事事業
(3) 開催日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 平成 年 月 日 時 分
(4) 開催場所	
(5) 参加会員等の数	
(6) 見学・受講予定者数	

* 注 1 (2)「許可対象」欄は、該当する①～③の番号を、○で囲んでください。

注 2 (5)「参加会員数等の数」とは、マイスター会会員、単一団体・技能士会会員、ものづくりに関係する団体の会員のうち、この事業に参加する人を言います。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 全技連マイスター会会長賞授与要綱(平成 25 年 5 月 30 日施行。以下旧要綱という)は、廃止する。
- 3 旧要綱に基づき授与された会長賞は、この要綱に基づくものとみなす。
- 4 この要綱の施行以前に許可された後援名義は、この要綱に基づくものとみなす。